

平成 2 1 年度

地域資源利用型産業創出緊急対策事業
(太陽光パネル緊急導入事業)

公 募 要 領

平成 2 1 年 7 月

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

助成金の交付申請又は受給される皆様へ

当助成金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、助成金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 . 助成金の申請者が当機構に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 . 当機構から助成金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、助成金の交付対象とはなりません。
- 3 . 助成金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当機構の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 . また、偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、当機構として助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 . 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

1 総則

地域資源利用型産業創出緊急対策事業のうち太陽光パネル緊急導入事業（以下「本事業」という。）の公募については、この要領に定める。

本事業は、この公募要領のほか、次に掲げる要綱等により実施するものとする。

- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 27 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 28 号環境バイオマス政策課長。以下「実施要領」という。）
- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 29 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

2 事業概要

（1）目的

農山漁村には太陽光などの自然エネルギーをはじめ、稲わら・間伐材等の未利用のバイオマスが豊富に存在するなど、食料供給のみならず資源供給の面でも大きな潜在力を有している。このような潜在力を発現させ、低炭素社会の実現と農山漁村の活性化を同時にかつ緊急に達成するためには、未利用資源の有効活用に必要な施設等の導入や製品の利用体制の整備が不可欠となっている。

このような状況に加え、平成 20 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、導入量の大幅拡大を進めることとされる等、太陽光発電のさらなる普及が進むことが見込まれる中で、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等に積極的な導入を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本事業では、農山漁村の潜在力を最大限発揮させ、低炭素社会の実現と農山漁村の活性化に資する取組みを支援する。

（2）内容

本事業は、農山漁村の太陽光エネルギーを活用しつつ、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネル設置の支援を行う。

助成措置の対象となる事業及び経費は、表 1、実施要綱別表及び実施要領別表のとおりとする。

なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することがある。

また、本事業の実施に当たっては、経費の節減に努めることとし、申請内容を勘案して事業費が過大である場合には、原則として選定しない。

補助率は、1 / 2 以内(民間事業者にあつては1 / 3 以内)とする。また、設置する太陽光パネルの規模は10kW以上とする。

表1 助成対象経費の範囲

費目	内容	備考
設計費	太陽光パネル緊急導入事業の実施に必要な機械装置の設計費、システム設計費(耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む)。 【注記】 設計費：機械装置及びシステムの実施設計 システム設計：器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業 実施設計：現寸を伴わない不特定が積算可能な仕様と図面を創り出す設計作業	・基本設計費は助成対象外とする。
設備費	太陽光パネル緊急導入事業の実施に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備、蓄電池及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む)、据付け、輸送、保管に要する費用。 【注記】 設備費：利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器(データ取得専用を使用するものに限る。)については、「これらに附帯する設備」に含まれるものとする。	・土地の取得及び賃借料(リース代)は助成対象外とする。
工事費	太陽光パネル緊急導入事業の実施に不可欠な工事に要する経費。	・建屋については助成対象外 ・既設構築物の撤去費は助成対象外 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事(土地造成、整地及び地盤改良工事)は助成対象外。 ・植栽及び外構工事は助成対象外
その他経費	太陽光パネル緊急導入事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金(電力))。 【注記】 工事負担金：系統連系の際の電力工事負担金については、当該会計年度内に精算が終了しているものについて助成対象とします。	・工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。 ・業者との打ち合わせのための旅費は対象外 ・振込手数料は対象外 ・通信運搬費、消耗品は対象外

(3) 事業実施主体

事業実施主体は、以下のいずれかに該当する法人又は団体等であって、事業を的確に遂行するに足る組織体制、人員、財政基盤、技術的能力等を有していること及び資金管理等について事業を円滑に遂行するために必要な能力を有していることとする。

民間事業者（個人事業者を含む）

NPO法人

公社

地方公共団体

農林漁業者の組織する団体

第3セクター（地方公共団体の出資に係る法人（出資比率50%以上）に限る）

消費生活協同組合

事業協同組合

その他環境バイオマス政策課長が適当と認める者

個人事業者については、青色申告を行っている事業者を対象とする。

(4) 事業実施期間

事業実施期間は23年度に終了することを原則とする。

ただし、事業計画の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、この限りではない。

3 公募提出書類

(1) 提出書類

事業を実施しようとする事業実施主体は、以下の書類を郵送又は持参により提出するものとする。

事業実施計画申請書（実施要領別記様式第1号）

事業実施計画（実施要領別添第1号）

事業実施主体の概要がわかる資料

(2) 提出期間

平成21年7月27日（月）より随時受け付け。

土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、10:00から17:00まで随時とする。

(3) 提出部数 正副それぞれ1部

(4) 提出場所 特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1丁目26番3号 農業技術会館別館5F

電話番号：03-5907-6191 FAX 番号：03-5907-6193

担当者：尾野村、中田

(5) その他

提出された書類は、返却しないこととする。

事業実施計画等に使用する言語は、日本語とする。

必要な審査書類が添付されていない場合、提出者には、期日を区切った上での書類提出を求める。期限までに審査書類の提出がない場合、事業実施計画の提出を取り下げたものと見なす。

4 審査方法

(1) 事業実施地区の選定は、5に定める審査基準に基づき、特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構が審査を実施し、農林水産省環境バイオマス政策課と協議した上で選定を行うものとする。

(2) 審査の内容については非公開とする。

5 審査基準

事業実施計画の審査に当たっては、次の審査の観点について審査を行う。

(審査の観点)

事業の目的との整合性

事業実施主体の的確性

事業内容及び実施方法の妥当性

関係法令の許認可の取得状況

設備の保守計画

価格の妥当性

スケジュール

6 審査結果の通知

審査結果については、審査書類提出月の翌々月末までに文書により通知することとする。

7 公募参加に要する経費の負担

事業実施計画の作成等公募参加に要する費用は、選定の成否問わず、公募参加者が負担するものとする。

8 太陽光パネルの設置箇所および用途の考え方

本事業による太陽光パネルの設置場所は、設置された太陽光パネルにより生産された電力が農林水産業に関連する業務に使用されていることが担保されていれば、太陽光パネルの設置場所は問わない。以下、一般的な施設に設置する際の考え方を整理した表を示す。

設置のための要件	設置箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に当該施設に設置の上、当該施設の運営コスト縮減のために設置可能 ・補助事業で既に作られている施設に太陽光パネルを設置する場合、形状変更の手続きを済ませている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場施設 ・農業用水利施設、集落排水施設 ・直売所施設
<ul style="list-style-type: none"> ・生産された電力が、農林水産業に関連する業務に使用されていることの明確化が必要 ・個人と業務用の電力契約が別になっていることが必要(電力計を別途設置していることが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設 ・農協の事務所 ・食品工場 ・個人事業者の屋根
<ul style="list-style-type: none"> ・現況が農地の場合、転用許可を得ていることなど、農地法上の手続きをクリアしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔 <p>(注:畦畔に設置する場合は、太陽光パネルの架台の設置や基礎工事が必要なため、コストが高つく場合がある。)</p>

9 その他の留意事項

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、関係機関の密接な連携による推進指導体制の整備を図り、行政機関、実需者団体、有識者等の協力を得つつ、事業実施についての所要の措置を講ずるものとする。

(2) 助成金等の経理管理

事業の実施に当たっては、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、実施要綱、実施要領及び交付要綱等に従って実施するものとする。

当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の年度の翌年

度から起算して5ヶ年間整備保管するものとする。

(3) 経理処理に係る原則

本事業は、国民の税金を財源として実施していることから、経費の執行に際しては法令、規定等に即した適正な経理処理を行うこと。また、以下のことを遵守するものとする。

経費の計上は、当該事業の目的達成のために直接必要なものに限る。また、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は計上できない。

経費の計上は、事業期間中に発生したものが対象であることから、発注、納品、検収、支払いは、原則、事業期間中に行うこと。

本事業で計上する経費について、他の公的な資金の重複受給はできない。

経費の使用に際しては、競争原理を利用した発注契約を行うなど、経済性や効率性を考慮した調達を行うこと。

人件費算定の根拠となる従事日誌は、本人がその都度記入するとともに、事業実施主体は、定期的に、その記載された内容が適正であることを確認すること。

(4) 消費税等の取扱

助成事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税については、助成の対象とならない。ただし、交付申請時において当該助成金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る分については、この限りではない。なお、減額の対象となる消費税等相当額が、助成金等精算時に明らかになった場合は、これらについて返還する必要がある。

(5) 取得財産の管理

助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長の承認を受けて処分したことより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(6) 知的財産権の帰属等

本事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認することによって、事業実施主体に帰属するものとする。

事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産

権の出願又は取得の状況について、報告すること。

事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。

事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(7) 助成金等の返還等

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の法令等に違反して助成金等を使用した場合は、助成金等の交付決定が取り消され、受け取った助成金等の全部又は一部について返還を求められることがある。

(8) 秘密の保持

個人情報を含む当該事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(9) 助成先情報の公開

本助成事業で助成金が交付された法人、団体については、特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構のホームページにて公表する。

(10) 太陽光パネルに関連する法律の遵守

本助成事業で整備された太陽光パネル及びその設置対象となる建屋には、建築基準法及び電気事業法など関連法規の遵守が求められる。申請者は、建築基準法、電気事業法、消防法、農地法、その他必要な関連法規を遵守している旨の確認文書を提出してください。

(参考)

建築物の屋根材や外壁材として太陽電池モジュールを用いる場合は、建築基準法が定める「構造耐力」「防火性」「耐久性」「安全性」に関する要求基準を十分に検討・確認してモジュールの選定を行うことが必要となります。

また、太陽光発電は発電システムなので、電気事業法による規制を受け、システムの出力規模や電圧の種別によって、必要となる手続きが異なります。

出力規模	工事計画	使用前安全管理審査	使用開始届	主任技術者	保安規定
20kW未満 (1)	不要	不要	不要	不要	不要

出力規模	工事計画	使用前安全管理審査	使用開始届	主任技術者	保安規定
20kW未満 (2)	不要	不要	不要	不専任承認	不要
20kW以上500kW未満	不要	不要	不要	不専任承認	届出
500kW以上1000kW未満	届出	実施	不要 (3)	不専任承認	届出
1000kW以上	届出	実施	不要 (3)	専任	届出

1：低圧連系の20kW未満、もしくは独立型システムの20kW未満が該当します。

2：高圧連系の20kW未満は自家用電気工作物となります。

3：出力500kW以上の電気工作物を譲渡、借用する場合には使用開始届が必要になります。

10 問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1丁目26番3号 農業技術会館別館5F

電話番号：03-5907-6191 FAX番号：03-5907-6193

担当者：尾野村、中田

以上